

埼玉県警察認知機能検査支援員運用要領

平成29年3月30日

免 第 1 2 5 6 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察認知機能検査支援員運用要領の制定について（通達）

認知機能検査の適正な実施を図るため、別添のとおり埼玉県警察認知機能検査支援員運用要領を制定し、平成29年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされた
い。

別添

埼玉県警察認知機能検査支援員運用要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察認知機能検査支援員（以下「支援員」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 支援員の勤務

- 1 支援員の勤務場所は、交通部運転免許本部運転免許課及び同部運転免許本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が指定する警察署又は施設とする。
- 2 支援員の勤務日等は、会計年度任用職員の任用等に関する訓令（令和2年埼玉県警察本部訓令第11号）第9条に定めるところによる。

第3 支援員の職務

支援員は、運転免許課長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 臨時認知機能検査の実施（再検査を含む。）
- (2) 更新時認知機能検査の実施（再検査を含む。）
- (3) その他高齢運転者に係る事務

第4 支援員の遵守事項

支援員は、勤務に当たり次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (2) 支援員の信用を傷つけ、又は警察職員の職全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (3) 勤務時間及び職務上の注意力の全てを、その職務遂行のために用いること。
- (4) 交通部運転免許本部運転免許課員と緊密に連携すること。
- (5) 言語態度に注意し、適切な相談に努めること。
- (6) 運転免許課長に対する適正な報告及び連絡に努めること。

第5 支援員への教養の実施

運転免許課長は、支援員に対し、必要な知識及び技術を習得させるための教養を実施するものとする。

第6 報告

- 1 支援員は、検査の実施結果を認知機能検査実施結果報告書（日報）（別記様式第1号）

により、運転免許課長に報告するものとする。

2 支援員は、毎月の検査実績を認知機能検査実施結果報告書（月報）（別記様式第2号）

により、翌月5日までに運転免許課長に報告するものとする。

実施日

この通達は、平成29年4月1日から実施する。

実施日（平成30年3月29日免第1028号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（令和2年3月31日務第735号）

この通達は、令和2年4月1日から実施する。

【様式別表省略】